

# ○ 大阪市入札等除外措置公表要領

制 定 平成 23 年 9 月 1 日

最近改正 令和 8 年 6 月 12 日

(趣旨)

第 1 この要領は、大阪市が締結する公共工事等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置を徹底することを目的として、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、入札等除外措置に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表方法)

第 2 契約管財局閲覧室（以下「閲覧室」という。）において、入札等除外措置情報が記載された用紙を簿冊にして閲覧に供するとともに、調達・契約システム（以下「システム」という。）においても、措置一覧表として公表する。

(公表する有資格者等)

第 3 閲覧室及びシステムで公表する有資格者及び登録取下げ者（以下「有資格者等」という。）は、要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により入札等除外措置を受けている者とする。

(公表する内容)

第 4 閲覧室及びシステムで公表する内容は、入札等除外措置の期間、承認番号、有資格者等名、所在地、入札等除外措置要件及び措置理由とする。

(公表日)

第 5 閲覧室及びシステムへの公表は、原則として入札等除外措置を行った日の翌日の業務時間内までに行うものとする。

(公表期間)

第 6 閲覧室及びシステムで公表する期間は、要綱第 3 条第 3 項により入札等除外措置を解除した日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に入札等除外措置の公表をされているものについては、こ

の要領の規定により公表されたものとみなす。

附 則

この要領は令和 8 年 7 月 1 日から施行する。